

福知山市固定資産税等に係る返還金の支払要領を次のように定める。

令和3年1月28日

福知山市長 大橋 一夫

### 福知山市固定資産税等に係る返還金の支払要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福知山市固定資産税等に係る返還金取扱要綱(令和3年福知山市告示第258号。以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項その他関連する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(返還金の適用基準)

第3条 要綱第3条に規定する市の責めに帰すべき誤りがある処分とは、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅用地の認定に係るもの(住宅内部の改装その他の建物における外観から容易に把握できない利用状況に変更が生じた場合で、かつ、福知山市税条例(昭和25年福知山市条例第14号)第38条の2の規定による住宅用地に係る申告が正しく行われなかった場合に係るものを除く。)
- (2) 所有者の認定に係るもの(未登記であり、かつ、所有者の届出が正しく行われていない土地若しくは家屋に係るもの又は登記名義人が死亡している土地若しくは家屋に係るものを除く。)
- (3) 同一の固定資産に対する二重課税に係るもの(償却資産の申告が正しく行われなかった場合に係るものを除く。)
- (4) 家屋の滅失の認定に係るもの(滅失登記が正しくされなかった場合に係るものを除く。)
- (5) 前各号に掲げる事項に類する調査又は事実の認定に係るもの(虚偽の申告、不申告、調査拒否等の納税者等の責めに帰すべき事由により生じた場合に係るものを除く。)
- (6) 電子計算機に起因する評価額の計算に係るもの等であつて、納税者等自らが所有する固定資産の状況、納税通知書、課税明細書の記載及び縦覧制度の活用からは知ることが困難なもの

(返還対象者)

第4条 返還対象者は、次に掲げる者で、調査の結果返還金を支払うことが適当

であると市長が認めたものとする。

- (1) 返還金に係る調査の申出をした者
  - (2) 前号以外の者
- 2 返還対象者に相続が発生している場合は、相続人に返還金を支払うものとし、相続人が複数であるときは、市長は相続人代表者に返還金を支払うものとし、相続人代表者は市長に対し、相続人全員が連署した相続人代表者指定届出書（別記様式第1号）を提出するものとする。ただし、市長が当該届出書の提出が不要であると認める場合は、この限りでない。
  - 3 誤りがある処分に係る課税客体が共有名義である場合は、共有者の代表者に返還金を支払うものとし、共有者の代表者は市長に対し、共有代表者指定届出書（別記様式第2号）を提出するものとする。ただし、市長が当該届出書の提出が不要であると認める場合は、この限りでない。

（返還金の範囲等）

第5条 要綱第4条に規定する返還金は、課税上誤りが明白なものに限る。

- 2 要綱第4条第1項第1号に規定する「還付不能額」には、本税に附帯して徴収した延滞金と督促手数料を含むものとする。
- 3 返還金の対象とする範囲は、次に掲げる場合に応じて、それぞれ定める日の属する年度の初日において、誤りのある処分があった年度で当該年度分の法定納期限の翌日から起算して20年を経過していない年度分とする。
  - (1) 前条第1項第1号の場合 納税者等からの申出があった日
  - (2) 前条第1項第2号の場合 市長が返還をすべきことを知った日
- 4 前項の規定にかかわらず、税額が過少であったものと過大であったものが混在する場合、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第17条の5第5項に定める5年の更正、決定等の期間制限範囲（以下「還付範囲」という。）においては、過少であったものと過大であったものに対して賦課変更を行い、その結果、賦課変更前より税額が増加する場合は追加徴収、税額が減少する場合は還付する。また、還付範囲を超える期間中においては、税額が過大であったものと過少であったものを相殺し、その結果、税額が過大であったものは返還し、過少であったものに対しては追加徴収を行わないものとする。
- 5 要綱第4条第1項第1号に規定する還付不能額は、原則として市が保管する課税資料によって算定するものとし、要綱第4条第2項にある誤りの内容については、保存している平成17年度以後の課税資料より確認する。ただし、返還対象者が提示する課税明細書、領収書等によって、還付不能額が確認できるものについては、算定時から遡って20年間を限度として算定の対象とすることができる。

(返還金の申請)

第6条 返還金の支払を受けようとする者は市長に対し、固定資産税等に係る返還金支払申請書(別記様式第3号)を提出するものとする。ただし、市長が当該申請書の提出が不要であると認める場合は、この限りでない。

(返還金の算出方法)

第7条 要綱第4条第1項第2号に定める利息相当額を算定する方法は、要綱及び本要領に定める部分を除き、法第17条の4の規定を準用する。

2 要綱第4条第1項各号に定める金額を算定する場合の端数処理は、法第20条の4の2の規定を準用する。

(返還対象者への通知)

第8条 市長は、返還金の決定をしたときは、固定資産税等に係る返還金支払通知書(別記様式第4号)により返還対象者に通知するものとする。

(未納に係る徴収金がある場合の取扱い)

第9条 返還対象者の未納に係る徴収金(固定資産税等並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費)があるときは、当該未納に係る徴収金の解消に努めるものとする。

## 附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和3年1月29日から施行し、平成18年1月1日(以下「適用日」という。)以後に法律の規定による固定資産税等を減少させる賦課決定(以下「減額の賦課決定」という。)がなされたもののうち、客観的に明白な誤りがあると認められるものについて適用する。

(経過措置)

2 適用日からこの要領の施行日までの間に減額の賦課決定がなされたもののうち、客観的に明白な誤りがあると認められるものに係る返還金の対象となる期間については、要綱第4条の規定にかかわらず、この要領の施行の日の属する年度以前20年(法律の規定による過誤納金の還付の対象となる期間を含む。)以内とする。